

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目次

### 告 示

○有害図書類の指定 (共同参画社会推進課) 一

○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (障害福祉課) 一

○漁船損害等補償法に基づく事前届出及び指定漁船調書の縦覧 (水産業振興課) 一

○建設業許可の取消し (事業管理課) 二

○土地改良区役員の住所変更の届出 (東部地方振興事務所) 二

○土地改良区の定款変更の認可 (仙台地方振興事務所) 二

公 告  
○開発行為に関する工事の完了 (二件) (建築宅地課) 二

○秋さげ固定式さし網漁業の制限 (宮城海区漁業調整委員会) 三

## 告 示

○宮城県告示第七百二十号

青少年健全育成条例(昭和三十五年宮城県条例第十三号)第十八条第一項の規定により、次のものを青少年に有害な図書類として指定する。

平成二十五年八月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定図書類

番号	種類	図書類の名称	発行所

一	雑誌	aya 2013 8月号	宇宙出版
二	雑誌	微熱SUPERデラックス 2013 8月号	株セブン新社
三	雑誌	07689-08 別冊週漫スベシヤル 2013 9月号	株芳文社
四	雑誌	17929-09 月刊劇漫スベシヤル 2013 9月号	株竹書房
五	コミック	13545-9 不完全な彼女	株ジーウォーク
六	コミック	58812-08 むらむすゝむらむらむらむら娘!〜	株竹書房
七	コミック	57627-88 愛撫	株竹書房
		57627-71	

### 二 指定理由

図書類の内容が、著しく性的感情を刺激するため、青少年の健全な育成を阻害すると認められる。

○宮城県告示第七百二十号

児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第二十一条の五の二十四の規定により告示する。

平成二十五年八月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害児通所支援の種類	設置者名	指定年月日
○四五〇五〇〇四〇〇	オレンジティーンズ 気仙沼市三日町二丁目二番十五号	放課後等デイサービス	特定非営利活動法人 ネットワークオレンジ	平成二十五年 八月一日

○宮城県告示第七百二十二号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり告示し、当該届出に係る指定漁船調書を平成二十五年八月十三日から平成二十五年八月二十七日まで縦覧に供する。

平成二十五年八月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

届 出 事 項		縦 覧 場 所
発起人の住所及び氏名	加入区	石巻市鮎川浜丁十六番地
石巻市新山浜不動沢十一番地 安部 勝敏	牡鹿加入区	
漁船損害等補償法第百十三条 第一項の申出をする漁業協同 組合の名称	牡鹿漁業協同組合	
石巻市新山浜不動沢八番地 安住 彦一		

○宮城県告示第七百二十三号  
建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。

平成二十五年八月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 許可を取り消した年月日

平成二十五年八月五日

二 商号又は名称等

商号又は名称及び代表者の氏名	主たる営業所の所在地	建設業の許可番号	申請区分及び許可の種類	受付年月日
仙台アスコン株式会社 坂本 晃	仙台市宮城野区扇町六丁目二二二一	特一五九四十四号	一部廃業 特定建設業 造園工事業	平成二十五年七月九日
有限会社丸本建設 村上 惇	気仙沼市東八幡前二百七十六	般・特一四十八号	一部廃業 一般建設業 造園工事業	平成二十五年七月九日
丸一興業株式会社 佐藤 道子	石巻市あけぼの三丁目十一一	般一二十一千八百八十四号	全部廃業 一般建設業 土木工事業 石工事業 鋼構造物工事業 は装工事業 しゅんせつ工事業 水道施設工事業	平成二十五年七月十一日
東北日精システム株式会社 佐野 孝子	仙台市青葉区柏木二丁目三二二九	般一二十二百六十二号	一部廃業 一般建設業 電気工事業	平成二十五年七月二日

三 許可取消しの原因

建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第二十九条第一項第四号に該当

○宮城県告示第七百二十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、鳴瀬土地改良区役員の住所変更について、次のとおり届出があった。

平成二十五年八月十三日

宮城県東部地方振興事務所  
所長 大内 仁

役職名	変 更 後		変 更 前	
	氏 名	住 所	氏 名	住 所
理事	安倍 民夫	東松島市牛網字駅前二丁目五十一番地四	安倍 民夫	東松島市浜市字中谷地一番地五十一

○宮城県告示第七百二十五号

仙台市岩切土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、平成二十五年八月五日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十五年八月十三日

宮城県仙台地方振興事務所  
所長 薩 川 昌 則

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十五年八月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
岩沼市南長谷字原百七番一、百八番一、百八番三及び百九番一
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
岩沼市南長谷字中原三十五番地

鈴木 公男

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。  
平成二十五年八月十三日

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
宮城県知事 村 井 嘉 浩  
栗原市金成沢辺町沖百五十二番、百五十三番、百五十四番、百五十五番及び百五十一番一
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第三地割二百四十二番地一

株式会社薬王堂

### 宮城海区漁業調整委員会

○宮城海区漁業調整委員会指示第二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、石巻市網地島濤波崎正東の線以北の宮城県地先海面（共同漁業権区域を除く。以下「規制区域」という。）において、十トン未満の漁船を使用して行う秋さけ固定式さし網漁業（以下「さけ固定式さし網漁業」という。）の操業については、次のとおり制限する。  
平成二十五年八月十三日

宮城海区漁業調整委員会

会 長 畠 山 喜 勝

#### 一 制限期間

平成二十五年九月一日から平成二十六年一月三十一日まで

#### 二 操業区域

気仙沼市唐桑町御崎正東線以南と石巻市網地島濤波崎正東の線以北における、水深百四十メートル以浅の水域

#### 三 操業期間

平成二十五年九月二十五日から同年十一月二十日まで。ただし、宮城海区漁業調整委員会指示によるさけ採捕の制限による期間を除く。

#### 四 操業の承認

規制区域においてさけ固定式さし網漁業を操業しようとする者は、使用漁船ごとに、別紙秋さけ

固定式さし網漁業承認事務取扱要領の定めるところにより、宮城海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

#### 五 承認隻数

承認の隻数の上限は、百九十九隻とする。

#### 六 承認の対象者

承認の対象者は、漁業法その他関連法令に抵触しない者であつて、漁業調整上特に支障がなく、かつ、さけの特性を認識し、さけ増殖事業に協力する次の各号のいずれかに該当するものとする。

(一) 平成二十四年度において、さけ固定式さし網漁業承認証（以下「承認証」という。）の交付を受け、宮城県内の地方卸売市場に水揚げした実績を有する者（以下「水揚げ実績を有する者」という。）。

(二) 平成二十四年度に秋さけ固定式さし網漁業休漁届出書を宮城海区漁業調整委員会に提出し、受理された者。

(三) 平成二十四年度において、水揚げ実績を有する者以外の者にあつては、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 平成二十二年度及び平成二十三年度に承認証の交付を受け、いずれの年度においても水揚げ実績を有する者。

(2) 平成二十三年度に新規に承認証の交付を受けた者であつて、平成二十三年度において水揚げ実績を有する者。

(3) 平成二十四年度に新規に承認証の交付を受けた者。

(四) 平成二十五年年度から新規に着業し、承認を受けようとする者。ただし、承認に係る隻数は三隻以内とする。

#### 七 操業の条件及び制限

1 操業の承認を受けた者（以下「操業者」という。）は、操業する際、委員会が交付する承認証を操業者の漁船に備え付けなければならない。

2 操業者は、操業期間中、別に定める標識を、操業者の漁船の両舷の見やすい場所に表示しなければならない。

3 敷設できる漁具の総延長は、三キロメートル以内とし、二張を超えて敷設してはならない。

4 漁具を二張敷設する場合は、並列に敷設してはならない。

5 漁具の敷設開始時間は午前四時以降とし、揚網開始時間は同日午前八時（南三陸町末ノ崎の正東線以北の海域にあつては、同日午前九時）とする。ただし、水深百二十五メートル以浅に敷設する場合を除く。

- 6 漁具の敷設回数は、一日一回とする。
  - 7 漁具は、東方向（真方位九十度）に敷設しなければならない。
  - 8 漁具を敷設している間においては、その周辺海域に待機しなければならない。ただし、水深百二十五メートル以浅に敷設する場合はこの限りでない。
  - 9 漁具を揚網する場合は、原則として沖側から開始しなければならない。
  - 10 漁具の両端には、宮城県漁業調整規則（昭和四十一年宮城県規則第七十三号）第五十七条第一項に規定する標識をしなければならない。
  - 11 さげ固定式さし網漁船は、沖合底びき網漁船と漁場が競合する海域においては、連絡当番船を介し、無線又は船舶電話により連絡し、トラブル回避に努めなければならない。
  - 12 操業期間終了後は、一か月以内に漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。
- 八 承認の取り消し  
この指示に違反した場合は、承認を取り消すことがある。

（別紙）

秋さげ固定式さし網漁業承認事務取扱要領

（操業の承認申請）

- 第一 秋さげ固定式さし網漁業の制限（平成二十五年宮城県漁業調整委員会指示第二号）四の承認を受けようとする者は、秋さげ固定式さし網漁業操業承認申請書（様式第一号。以下「承認申請書」という。）を宮城県漁業調整委員会（仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県農林水産部水産振興課内。以下「委員会」という。）に提出しなければならない。
- 2 承認申請書の受理期間は、委員会指示の翌日から平成二十五年八月二十三日までとする。
- 3 承認申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
  - (一) 漁船原簿謄本
  - (二) 年間事業計画書（様式第三号）
  - (三) 委員会指示六の(一)、(二)及び(三)に該当し、東日本大震災によって生じた事由により、前項の期間までに使用漁船を用意できない場合は休漁届出書（様式第二号）
  - (四) 委員会指示六の四に該当する場合は、申請調書（様式第四号）
  - (五) 所属漁業協同組合支所運営委員長又は代表理事組合長の副申書
  - (六) 東日本大震災によって生じた事由により、自己所有船で操業できない場合は、漁船使用届兼誓約書（様式第五号）及び船舶使用承諾書（様式第六号）
  - (七) 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める書類

4 承認申請書は、申請者の所属する漁業協同組合が取りまとめ、秋さげ固定式さし網漁業操業承認申請一覧表（様式第七号）を添えて、提出するものとする。

（操業承認証の交付）

第二 委員会は、操業の承認をしたときは、申請者の所在地を管轄する地方振興事務所（以下「地方振興事務所」という。）を通じ、漁船（漁ろう装置、漁網を含む。）を確認の上、秋さげ固定式さし網漁業操業承認証（様式第九号。以下「承認証」という。）を申請者に交付する。

宮城県仙台地方振興事務所水産漁港部	塩竈市新浜町一丁目九一 電話〇二二一三六六一二二二
宮城県東部地方振興事務所水産漁港部	石巻市東中里一丁目四一三十二地 石巻合同庁舎 電話〇二二五一九五一四七三
宮城県気仙沼地方振興事務所水産漁港部	気仙沼市赤岩杉ノ沢四十七六 宮城県気仙沼合同庁舎二階 電話〇二二六二二一六八五一

2 承認証の交付を受けようとする者は、あらかじめ地方振興事務所に連絡の上、その指示を受けなければならない。

（承認証の書換交付）

第三 操業の承認を受けた者は、承認証の記載事項に変更が生じたときは、遅滞なく秋さげ固定式さし網漁業操業承認証書換交付申請書（様式第十号）を委員会に提出し、書換交付を受けなければならない。

2 前項の申請は、第一の3(七)の規定を準用する。

（承認証の再交付）

第四 操業の承認を受けた者は、承認証を滅失し、又はき損したときは、遅滞なく秋さげ固定式さし網漁業操業承認証再交付申請書（様式第十一号）を委員会に提出し、再交付を受けなければならない。

（船体の標識）

第五 委員会指示七の2の別に定める標識は、様式第十二号とする。

（漁獲成績報告書）

第六 委員会指示七の12の漁獲成績報告書は、様式第十三号とする。

2 前項の漁獲成績報告書には、操業期間中に宮城県内の地方卸売市場に水揚げした実績を確認できる書類（水揚げ切書等の写し）を添付するものとする。

（承認申請書の経由）

第七 第一、第三、第四及び第六の規定による申請又は報告は、地方振興事務所を経由して行うものとする。

(様式第1号)

秋さけ固定式さし網漁業操業承認申請書

年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

住 所  
氏 名  
印

秋さけ固定式さし網漁業の承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 操業期間 平成25年9月25日から同年11月20日まで

2 操業区域 気仙沼市唐桑町御崎正東線以南と石巻市網地島瀧波岐崎正東の線以北における、水深140メートル以浅の水域。ただし、共同漁業権区域を除く。

3 使用船舶 丸

(1) 船 名

(2) 漁船登録番号

(3) 総 ト ン 数 トン

(4) 推進機関の種類及び馬力数

4 漁具の規模

km × 張り = km

km × 張り = km

合計 張り km

5 申請理由

(A4縦)

(様式第2号)

秋さけ固定式さし網漁業休漁届出書

年 月 日

宮城海区漁業調整委員会長 殿

住所  
氏名  
印

東日本大震災に起因する下記の事由により、秋さけ固定式さし網漁業の操業ができないことから休漁したいので、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 前年度の承認番号
- 2 事由
- 3 操業再開予定時期

※以下は記入しないでください。

この届出を受理します。

年 月 日

宮城海区漁業調整委員会

会長 島山 喜勝 印

(A4縦)

(様式第3号)

年間事業計画書

船名 \_\_\_\_\_ 丸 氏名 \_\_\_\_\_

区分	漁業種類	漁業			
		漁業	漁業	漁業	合計
漁獲物の種類					
操業期間					
操業日数(日)					
航海回数					
漁獲予想数量(kg)					
漁獲予想金額(円)					
乗組員(人)	乗組員(人)				
		人件費			
所要経費(円)	所要経費(円)	燃料費			
		費			
合計	合計				

(A4縦)

(様式第4号)

申 請 調 書

住所				
氏名	印			
生年月日	年	月	日	
漁業形態	1：漁船漁業専業 2：養殖との兼業 3：養殖専業 ※該当する番号に○印をお願いします。			
漁業従事年数				
使用漁船	船名	漁船登録番号	MG-	
	推進機関の種類及び馬力数	(kW・PS)	総トン数	
年間操業実績				
No	漁業種類	操業期間	水揚数量 (kg)	水揚金額 (円)
1		(○月○旬～○月○旬)		
2				
3				
4				
5				
6				
合 計				

※前年度（4月から翌年3月まで）における年間操業実績を記入願います。

上記のとおり相違ないことを証します。

平成 年 月 日

漁業協同組合 代表理事組合長（支所運営委員長） 印

(A4縦)

(様式第5号)

漁船使用届兼誓約書

年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

(船舶使用者)

住 所  
氏 名

印

東日本大震災に起因する下記の事由により、自己所有の漁船による秋さけ固定式さし網漁業の操業ができないため、下記の漁船を使用して操業することについて承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

なお、この申請に係る漁船の使用は、下記の事由がなくなったときは直ちに止め、自己所有の漁船により操業することを誓約します。

記

1 事由

2 使用する漁船に係る事項

- (1) 漁船の所有者
  - (2) 船名及び漁船登録番号
  - (3) 総トン数
  - (4) 推進機関の種類及び馬力数
  - (5) 使用期間
- 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

(A4縦)





(様式第 8 号)

秋さけ固定式さし網漁業休漁届出一覧表

平成 年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

漁業協同組合 代表理事組合長 (支所運営委員長) 印

一連 番号	前 年 度 承認証番号	申 請 者		休 漁 事 由
		住 所	氏 名	

(A 4横)

(様式第 9 号)

(表)

秋さけ固定式さし網漁業操業承認証 宮さけ第 号〇 住 所 氏 名
1 操業期間 平成25年 9月25日 から 平成25年11月20日 まで 2 操業区域 気仙沼市唐桑町御崎正東線以南と石巻市網地島濠波岐崎正東の線以北にお ける、水深140メートル以浅の水域。ただし、共同漁業権区域を除く。 3 使用する船舶 (1) 船 名 丸 (2) 漁船登録番号 (3) 総 ト ン 数 トン (4) 推進機関の種類及び馬力数 4 操業の条件及び制限 裏面記載のとおり 年 月 日 宮城海区漁業調整委員会 会 長 印

(A 4縦)

(様式第9号)

(裏)

操業の条件及び制限 (委員会指示第七)

- 1 操業の承認を受けた者 (以下「操業者」という。)は、操業する際、委員会が交付する秋さけ固定式さし網漁業承認証を操業者の漁船に備え付けなければならない。
- 2 操業者は、操業期間中、別に定める標識を、操業者の漁船の両舷の見やすい場所に表示しなければならない。
- 3 敷設できる漁具の総延長は、3キロメートル以内とし、2張を超えて敷設してはならない。
- 4 漁具を2張敷設する場合は、並列に敷設してはならない。
- 5 漁具の敷設開始時間は午前4時以降とし、揚網開始時間は同日午前8時 (南三陸町末ノ崎の正東線以北の海域にあつては、同日午前9時) とする。ただし、水深125メートル以浅に敷設する場を除く。
- 6 漁具の敷設回数は、1日1回とする。
- 7 漁具は、東方向 (真方位90度) に敷設しなければならない。
- 8 漁具を敷設している間においては、その周辺海域に待機しなければならない。ただし、水深125メートル以浅に敷設する場合はこの限りでない。
- 9 漁具を揚網する場合は、原則として沖側から開始しなければならない。
- 10 漁具の両端には、宮城県漁業調整規則 (昭和41年宮城県規則第73号) 第57条第1項に規定する標識をしなければならない。
- 11 さけ固定式さし網漁船は、津合底びき網漁船と漁場が競合する海域においては、連絡当番船を介し、無線又は船舶電話により連絡し、トラブル回避に努めなければならない。
- 12 操業期間終了後は、1か月以内に漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。

承認の取り消し (委員会指示第八)

この指示に違反した場合は、承認を取り消すことがある。

(様式第10号)

秋さけ固定式さし網漁業操業承認証書換交付申請書

年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

住所 氏名 印

先に交付を受けた承認証の記載事項を次のとおり変更したいので、書換交付を申請します。

記

- 1 承認番号 宮さけ 第 号
- 2 船名 丸
- 3 書換する事項

項目	書換前	書換後

4 書換を必要とする理由

(A4縦)

(様式第11号)

秋さけ固定式さし網漁業操業承認証再交付申請書

年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

住 所

氏 名

印

秋さけ固定式さし網漁業操業承認証を滅失(き損)したので、再交付を申請します。

記

- 1 承認番号 宮さけ 第
- 2 船 名 丸
- 3 滅失(き損)の理由

(A4縦)

(様式第12号)

宮さけ 第 号○

- 1 文字及び数字(承認証番号)の大きさは8センチメートル以上とし、太さは1.5センチメートル以上とすること。
- 2 文字、数字(承認証番号)及び枠は、朱色とすること。
- 3 ○印には、所属漁協(宮城県漁業協同組合にあっては、所属支所)の頭文字を記入すること。

(様式第13号)

秋さけ固定式さし網漁業漁獲成績報告書

No. \_\_\_\_\_

提出年月日： \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

所属漁協名		承認証番号	宮さけ 第 _____ 号
氏 名	印	船 名	
乗 組 員	人	総トン数	
刺 網 の 規 模	目 合： _____ 寸 _____ 分 ( _____ cm)	漁船登録番号	MG _____ -
	総延長： _____ m・使用反数： _____ 反	推 進 機 関	電気点火・ジーゼル (○印をする)

\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月分

日	漁場 番号	水深 (m)	尾 数 (尾)			数 量 (kg)	金 額 (千円) ※税抜き	敷 設 時 間	揚 網 時 間	備 考 (漁模様、海況等を記入)
			オ ス	メ ス	合 計					
1							:	:		
2							:	:		
3							:	:		
4							:	:		
5							:	:		
6							:	:		
7							:	:		
8							:	:		
9							:	:		
10							:	:		
旬計										
11							:	:		
12							:	:		
13							:	:		
14							:	:		
15							:	:		
16							:	:		
17							:	:		
18							:	:		
19							:	:		
20							:	:		
旬計										
21							:	:		
22							:	:		
23							:	:		
24							:	:		
25							:	:		
26							:	:		
27							:	:		
28							:	:		
29							:	:		
30							:	:		
31							:	:		
旬計										
合計										

【秋さけ固定式さし網漁業に要した所要経費】

経 費 (千円)				経 費 合 計 (千円)
漁 具 費	燃 料 費	人 件 費	その他 ( ) ( )	

※経費欄には、操業期間中に要した経費を記入する。

宮城県地先海面における「秋さけ固定式さし網漁業」操業区域

